



鳥取県公報

令和7年7月29日（火）
第9714号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	県道の区域の変更（470）（道路企画課）・・・・・・・・・・ 2
	県道の供用の開始（471）（ 〃 ）・・・・・・・・・・ 2
	急傾斜地崩壊危険区域の指定（472）（治山砂防課）・・・・・・・・ 2
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定（警察本部会計課）・・・・・・・・ 3

告 示

鳥取県告示第470号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和7年7月29日から2週間鳥取県県土整備部道路局道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和7年7月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路 線 名	変 更 前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
倉吉江府 溝口線	変更前	西伯郡大山町大山字大山98－1地先から同字100－1地先まで	9.0～45.1	324.0
	変更後	西伯郡大山町大山字大山98－1地先から同字100－1地先まで	7.6～18.9	329.0
		西伯郡大山町大山字大山98－1地先から同字100－1地先まで	9.0～45.1	217.0

鳥取県告示第471号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和7年7月29日から2週間鳥取県県土整備部道路局道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和7年7月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路 線 名	区 間	供用開始の期日
倉吉江府溝口線	西伯郡大山町大山字大山98－1地先から同字100－1地先まで	令和7年7月30日
船上山赤碕線	東伯郡琴浦町大字勝田字西佐崎264－1地先から同大字字川尻29－1地先まで	令和7年7月31日

鳥取県告示第472号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部河川港湾局治山砂防課及び鳥取県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年7月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

小河内地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱6号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地

標 柱

鳥取市河原町小河内字ヒウ門屋敷760－2

1号

鳥取市河原町小河内字ヒウ門屋敷759－1	2号
鳥取市河原町小河内字北會津757－3	3号
鳥取市河原町小河内字ヒウ門屋敷389	4号
鳥取市河原町小河内字ヒウ門屋敷395地先道路敷	5号
鳥取市河原町小河内字ヒウ門屋敷760－1	6号

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年7月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|---------------------|--|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 令和7年度警察本部庁舎中央監視設備リモートユニット更新整備業務 一式 |
| 2 契 約 方 式 | 随意契約 |
| 3 随意契約の相手方を決定した日 | 令和7年6月30日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 日本電技株式会社鳥取営業所
鳥取市東品治町102 |
| 5 契 約 金 額 | 40,700,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随 意 契 約 に よ る 理 由 | 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令第11条第1項第2号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県警察本部警務部会計課
鳥取市東町一丁目271 |